

## 令和 2 年国勢調査の概要について

### 1 調査の目的

国勢調査は、統計法第 5 条第 2 項の規定に基づいて実施する人及び世帯に関する全数調査で、国及び地方公共団体における各種行政施策その他の基礎資料を得ることを目的とする。

### 2 調査の対象

本邦（総務省令で定める島を除く。）に常住するすべての者。

### 3 調査の系統・方法

総務省 → 都道府県 → 市町村 → 指導員 → 調査員 → 世帯  
指導員及び調査員は、市町村長の推薦に基づき、総務大臣が任命する。

#### ○回答方法

##### (1) インターネット回答

調査への回答方法の選択肢を増やすことによって利便性を高めるとともに、記入状況の改善を図るために導入。スマートフォンにも対応したシステムを構築。

##### (2) 調査票による回答

郵送での提出、もしくは調査員への提出

#### ○インターネット回答用 I D 配布方法の変更

〈前回調査〉 a. インターネット回答用 I D を先に配布。

b. インターネット回答のなかった世帯にのみ紙の調査票を後日配布。

↓

〈令和 2 年調査〉 インターネット回答用 I D と紙の調査票を同時配布。

### 4 調査の期日・期間

○調査期日：令和 2 年 10 月 1 日（木）午前零時現在

○調査期間：令和 2 年 9 月 10 日（木）から 10 月 20 日（火）

・ 9 月 10 日（木）～ 13 日（日）：担当調査区の確認

・ 9 月 14 日（月）～ 20 日（日）：インターネット回答用 I D 及び調査票（紙）等の配布

・ 9 月 14 日（月）～ 10 月 7 日（水）：インターネット回答期間

・ 10 月 1 日（木）～ 7 日（水）：調査票（紙）の当初回収期間

・ 10 月 8 日（木）～ 15 日（木）：調査票（紙）の未提出世帯回収期間

・ 10 月 16 日（金）～ 20 日（火）：調査票（紙）の督促回収期間

## 5 調査事項

今回の調査は同項の規定に基づき10年ごとに行う、いわゆる大規模調査に当たり、前回調査（H27 国調）における17調査項目に

- ・在学、卒業等教育の状況
- ・従業地又は通学地までの利用交通手段 が追加。

H22 大規模調査：20事項 → H27 簡易調査：17事項 → R2 大規模調査：19事項

※R2 調査において、H22 調査時より「住宅の床面積の合計（延べ面積）」が調査事項から削除。

(1) 世帯員に関する事項 ※大規模調査による追加項目には下線

- ・氏名
- ・男女の別
- ・出生の年月
- ・世帯主との続柄
- ・配偶の関係
- ・国籍
- ・現在の住居における居住期間
- ・5年前の住居の所在地
- ・就業状態
- ・所属の事業所の名称及び事業の種類
- ・仕事の種類（職業）
- ・従業上の地位
- ・従業地又は通学地
- ・従業地又は通学地までの利用交通手段
- ・在学、卒業等教育の状況

(2) 世帯に関する事項

- ・世帯の種類
- ・世帯員の数
- ・住居の種類
- ・住宅の建て方

## 6 調査の基本的な役割

○国家運営の基礎を成す情報基盤

- ・衆議院小選挙区の画定、地方交付税の算定など多くの法令にその利用を規定。
- ・国や地方公共団体における各種行政施策の策定、推進及び評価に活用。

○社会経済の発展を支える情報基盤

- ・大学や研究所等の学術研究、企業の市場分析、経営戦略の策定に利用。
- ・国民、企業、団体等が、我が国の現状を正しく把握するために幅広く活用。

○公的統計の作成のための情報基盤

- ・他の様々な統計や将来人口推計を作成する上での基礎データとしての利用。

## 7 令和2年国勢調査の実施に向けた基本的な考え方

○インターネット回答の積極的推進

- ・インターネットアクセシビリティの向上(インターネット検索、ID簡素化)。
- ・回答者の意識がインターネットに向くよう調査書類のビジュアル化。  
⇒宇治市においても、インターネット環境がない方がインターネット回答を行うために、庁舎内にタブレットを配置したインターネット回答ブースを設置し、インターネット回答を推進。

○誰もが答えやすいバリアフリーな調査

- ・拡大文字調査票、点字調査票、27言語対応の外国語調査票を用意。
- ・オンライン調査システムの文字拡大機能、目の不自由な方のための音声読み上げ機能を用意。

○企業や団体等の活動・サポートとのコラボレーション

- ・円滑な調査の実施に向け企業・団体の社会貢献活動(CSR)などと協働・連携。

## 8 新型コロナウイルス感染症の拡大防止に対応した調査方法等について

○国では下記の通り新型コロナ対策を検討されている。

- ・現時点で本年秋の状況を見通すことは難しいものの、感染拡大防止に配慮した調査方法を検討中。
- ・調査に当たっては、
  - (1)調査員と世帯が直接接触しない、非接触の調査方法を基本とすることを検討。  
調査票配布時に、世帯とはインターホン越しに会話し、調査の説明・聞き取りは短時間で実施。調査書類は郵便受け等に入れて配布。
  - (2)調査票の回収については、インターネット回答の推進に更に注力。  
感染防止の観点から調査票配布時にインターネット回答を依頼。インターネット回答が困難な場合は、郵送提出。
- ・地方公共団体と総務省統計局が連携を密にして、状況に応じて対策を講じる。

市としては国の示す方針に従い、調査員、調査世帯への新型コロナウイルスの感染防止を図りながら、調査を実施する予定である。

○市町村が実施する調査員説明会について

3つの密（密閉・密集・密接）を回避するため、説明会の短時間開催（30分未満）や、会場の座席を相互に一定の間隔をあけて配置し、説明会一回あたりの人数を減らすなどの対策を行う予定。

※説明会の時間短縮のため、国が説明用DVDを作成し、調査員配布される予定。

○感染予防物品等の調査員への配布

京都府より不織布マスク等が配布される予定。